

選挙権と被選挙権

選挙権と被選挙権とは

私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた、大切な権利

【選挙権とは】

18歳になると、みんなの代表を選挙で選ぶことのできる権利が与えられること。

【被選挙権とは】

年齢要件を満たせば選挙に出て代表になる資格ができること。

■日本の選挙権の歴史

明治23年
(1890年)

➤ 選挙の始まり 初の国政選挙

- ・日本で初めての選挙として「衆議院議員総選挙」が実施
 - ・選挙権は、**満25歳以上の男性**、直接国税を15円以上納税
- [当時の状況] ・有権者数は、約45万人、人口の1.1%
 ・15円でお米約300kgも買うことができた

大正14年
(1925年)

➤ 男性だけの普通選挙

- ・衆議院議員選挙法の改正により、納税要件がなくなり**満25歳以上の男性**全てに選挙権が認められる
 - ・納税要件が1900年(10円以上)、1919年(3円以上)と徐々に引き下げられる
- [当時の状況] ・有権者は、約1,241万人、人口の20%

昭和20年
(1945年)

➤ 男女平等の普通選挙

- ・戦後、衆議院議員選挙法が改正され**男女平等**の完全普通選挙制度が確立され、同時に、年齢要件も**満20歳**以上に引き下げられる
- [当時の状況] ・有権者は、約3,688万人、人口の48.7%

平成27年
(2015年)

➤ 70年ぶりの選挙権年齢の引き下げ

- ・選挙権年齢が満20歳以上から**満18歳**以上に引き下げられました

日本の選挙権は、**財産**や**性別**による制限が段階的に撤廃され、年齢も引き下げられることで拡大してきました。

■ 選挙権の条件

選挙権を持つためには、必ず備えていなければならない条件(積極的要件)と、ひとつでも当てはまった場合、選挙権を失う条件(消極的要件)があります。

選挙の種類	備えていなければならない条件 (積極的要件)	権利を失う条件 (消極的要件)
衆議院議員・ 参議院議員	日本国民で満18歳以上であること ※18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。	①拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 ②拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く) ③公職にある間に犯した収賄罪又は公職者あつせん利得罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない者。または刑の執行猶予中の者 ④選挙に関する犯罪で拘禁刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
知事・都道府 県議会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 ※引き続き3カ月以上その都道府県内の同一市区町村に住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続きその都道府県の区域に住所を有する者を含む。	⑤公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者 ⑥政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者
市区町村長・ 市区町村議 会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者	

■ 被選挙権の条件

被選挙権は、みんなの代表として国会議員や都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員に就くことのできる権利です。ただし、一定の資格があり、それを持つには次の条件を備えていることが必要です。

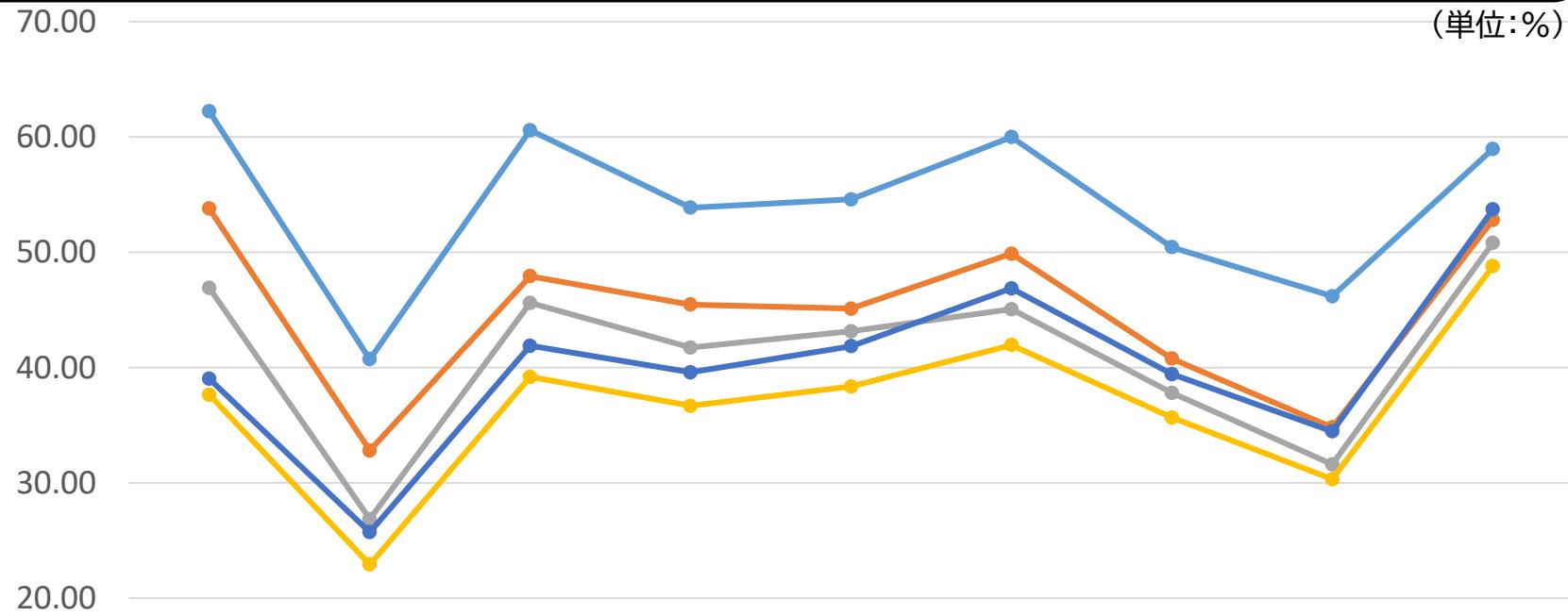
また、被選挙権を失う条件は、選挙権と同様です。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員	日本国民で満25歳以上であること。
参議院議員	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県知事	日本国民で満30歳以上であること。
都道府県議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その都道府県議会議員の選挙権を持っていること。
市区町村長	日本国民で満25歳以上であること。
市区町村議会議員	日本国民で満25歳以上であること。 その市区町村議会議員の選挙権を持っていること。

■各選挙における若年層の投票率

選挙権年齢が平成28年6月から18歳に引き下げられ、早々の衆議院議員選挙(平成28年7月)では、選挙権を与えられた18歳では高かったものの、若年層全体で見れば低投票率である。

昨今の選挙を振り返ると令和3年7月は投票率は著しく低下、その後回復し、横ばい状況であり、都全体から見れば低く推移している。



選挙種類 年齢別	H28.7 衆議院	R3.7 都議会	R2.7 都知事	R3.10 衆議院	R4.7 衆議院	R6.7 都知事	R6.10 衆議院	R7.6 都議会	R7.7 衆議院
18歳	62.23	40.72	60.58	53.86	54.58	59.99	50.43	46.18	58.95
19歳	53.80	32.81	47.92	45.46	45.11	49.87	40.77	34.81	52.80
20歳	46.91	26.87	45.60	41.73	43.14	45.05	37.81	31.60	50.81
21歳~24歳	37.65	22.92	39.19	36.68	38.36	41.95	35.66	30.32	48.79
25歳~29歳	39.03	25.72	41.89	39.59	41.85	46.86	39.43	34.47	53.70
東京都 計	57.50	41.86	55.00	57.21	56.55	60.62	56.06	47.59	61.53

■世界の選挙権(主な国)

選挙権 年齢	国名 (50音順)
16歳	オーストリア・キューバ・ニカラグア・ブラジル
17歳	インドネシア・スーダン・朝鮮民主主義人民共和国・東ティモール
18歳	アメリカ合衆国・イギリス・イタリア・カナダ・ドイツ・ 日本 ・フランス・ロシア 他多数
19歳	大韓民国(韓国)
20歳	カメルーン・台湾・チュニジア・ナウル・モロッコ・リヒテンシュタイン
21歳	オマーン・ガボン・クウェート・サモア・シンガポール・トンガ・パキスタン・フィジー諸島・ マレーシア・モルディブ・レバノン
25歳	アラブ首長国連邦

世界各国の選挙権年齢を見ると18歳が大きく占めている。
選挙権年齢が一番低い16歳(4国)、一番高い25歳(1国)である。

■ 選挙トリアビア

こんなことご存じでしたか？
これを読んで知ってくださいね！



- 選挙で使われる投票用紙、実は普通の紙とは少し違います。何が違う？



「プラスチック」でできている

- 2月に清瀬市に引っ越してきた清瀬太郎さん、3月になって清瀬市長選挙があった場合、清瀬太郎さんは投票できるの？



「引き続き3カ月以上同一の市区町村に居住している方」

なので投票できない



- 投票所に朝一番乗りした人だけができることは？



「投票箱の中」を見ること

- 得票数が同じ候補者がいます！こんな時当選者はどう決まる？



「くじ引き」で当選人を決める

- 投票に行かないと罰金を取られる国があります。



罰金を取られる国
「オーストラリア」



みんなの一票大切に！

～「選挙」は、私たち一人ひとりのために。～

私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまなかでくらしています。

私たちの生活や社会をよくするためにには、私たちの意見を反映させてくれる、代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」ですので、投票に行きましょう！

ご不明点やご質問等ございましたら、
ご遠慮なくお問い合わせください。

【選挙管理委員会事務局】
電話番号(直通):042-497-2561